

シンハディーパ2017



牝 青鹿毛 2017/1/18 生 生産：ノーザンファーム 予定厩舎：国枝 栄厩舎

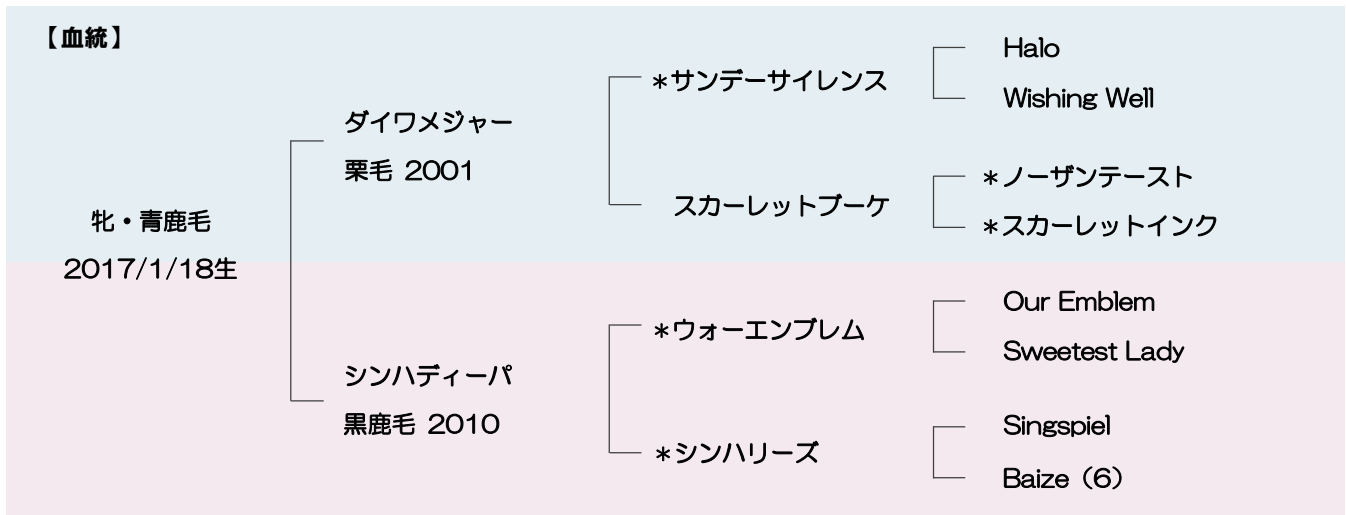
競走馬出資金 : 45,000,000円 維持費出資金 : 50,500,000円 (募集総額: 95,500,000円)

募集総口数 : 10,000口

運用開始予定日 : 2019/1/1 運用想定期間 : 51ヶ月

購入額 : 【①月払方式 購入時4,960円/口 月額200円/口】 【②一括払方式 10,000円/口】

※2口目以降は会費の割引が適用されます。出資額の内訳については下記をご覧ください。



※馬名の前の*印は、日本への輸入馬（外国産馬）であることを示します。

2つの購入方法からお選びいただけます

運用開始予定日より

① 月払方式 購入時4,960円/口 月額200円/口 (2口目以降月額150円/口)

購入時内訳		合計	運用開始予定日からの月額内訳		合計
競走馬出資金	維持費出資金 (保険料)		維持費出資金 (維持費)	会費	
4,500円	460円	4,960円	90円	(1口目) 110円	運用開始予定日より 月額 200円
				(2口目) 60円	運用開始予定日より 月額 150円

② 一括払方式 10,000円/口 (2口目以降は9,600円/口)

内訳				合計
競走馬出資金	維持費出資金 (保険料)	維持費出資金 (維持費)	会費	
4,500円	460円	4,590円	(1口目) 450円	(1口目) 10,000円
			(2口目) 50円	(2口目以降) 9,600円

- ・上記金額には、消費税が含まれております。但し、維持費に含まれる保険料及び調整金に関しては、非課税となります。
- ・募集終了日は、月払方式と一括払方式で異なります。詳細は、ウェブサイトに掲載するお知らせ等でご確認ください。
- ・2口目以降の会費割引は、支払い方式に関係なく適用されます。例えば1口目を月払方式にてご購入され、2口目一括払方式にてご購入された場合にも当該購入分に対して会費の割引が適用されます。

■競走馬保険に関する特約事項について

競走馬保険の特約事項につきまして、本ファンドでは、2018年度募集馬契約締結交付書面10頁（注意事項）d及びeに規定する事項は適用されず、以下の補償内容を適用いたします。

※aからcまでの記載事項に変更はございません。

（注意事項）

- a クラブ法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意ください。当該出資馬の保険加入額は、当歳馬、1歳馬、2歳馬、3歳馬いずれも競走馬出資金（消費税込み）の100%とします。但し、障害競走に起因する事故の場合は、1頭あたり200万円が金額限度となります。
- b 保険会社より支払われる解約返戻金があった場合には、都度分配又は引退精算分配（※後述「14. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の金銭の分配方法及び分配時期に関する事項(1)、(3)」に記載のとおり）によりお客様に返戻、分配します。
- c 当該出資馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害全てに対する補填とします。お客様は、当社及びその関係者に対して一切損害賠償請求はできません。
- d 競走馬保険は以下の特約が付加されています。下記イ～ニいずれにおいても、保険金が支給された場合には、引退精算分配（※後述「14. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の金銭の分配方法及び分配時期に関する事項(3)」に記載のとおり）により、出資口数に応じてお客様に分配されます（以下イ及びロの重複適用はありません。なお、以下ハの適用後に、以下イ又はロの適用がある場合でも、既存給付額とは別に、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。）。
 - イ. 「水災担保特約」として、台風、暴風雨又は豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ又は落石等の水災によって死亡した場合、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。
 - ロ. 保険会社の指定する獣医師より以下の疾病、傷害により競走能力喪失の診断を受けた場合、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。
 - ・急激かつ偶然な外来の事故による骨折、脱臼、外傷、神経麻痺、腱断裂、1眼以上の失明
※剥離骨折は含みませんが、関節内剥離骨折は含まれます。
 - ・蹄葉炎、離断性骨軟骨症（OCD）による跛行、変形性（退行性）関節疾患（DJD）による跛行
※変形性（退行性）関節疾患（DJD）による跛行は、当該出資馬が馬齢2歳8月1日まで加入する特約となります。
 - ・眼疾患による1眼以上の失明
 - ・腰痠
※重度の運動失調が認められる場合、及び被保険馬に次のいずれかの事実がある場合に限ります。
 - ・レントゲン検査又は脊髄造影検査にて頸椎の形成異常が認められること
 - ・神経圧迫病変が推定されること

ハ. (手術特約) 傷害又は疾病により、以下の外科手術を受けた場合、1回の手術につき、手術に係わる実費が加入者に給付されます。

- ・ 上部気道手術、開腹手術、眼科手術、副鼻腔手術、歯科手術、腫瘍摘出手術、外傷手術、骨摘出手術、軟部組織摘出手術、関節鏡手術（臨床症状のないOCD（離断性骨軟骨症）に対する手術を除きます。）、切開・ドレナージ（洗浄）手術、骨折内部固定手術、腱・靭帯切断手術

※吸入麻酔又は静脈麻酔による全身麻酔下で行われる手術に限ります。ただし、関節鏡手術の場合は局所麻酔による立位により行われる手術は、対象とします。

※本項による給付の総給付額は、保険期間を通算して死亡保険加入額の3%を限度とします。

※同一の傷害や疾病を直接の原因として複数回手術を受けた場合、2回目以降の手術に対しては給付されません。

※手術当日に要した費用、かつ、保険会社が認めたものに限ります。後治療及び術後合併症に対する治療に関わる費用等については給付されません。

※提出されたレポジトリ資料に偽造又は変造があった場合、給付されません。

※去勢手術に対しては給付されません。

※「手術特約」とは、当該出資馬が馬齢2歳8月1日まで加入する特約をいいます。

e. セレクトセール等により購入した当該出資馬に付保されている総合保険の内容は以下のとおりとなります。（2018年セレクトセールにて購入した場合の保険補償内容）

下記イ～ホいずれにおいても、保険金が支給された場合には、引退精算分配（※後述「14. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の金銭の分配方法及び分配時期に関する事項(3)」に記載のとおり）により、出資口数に応じてお客様に分配されます（以下イ、ロ及びハの重複適用はありません。なお、以下ニの適用後に、以下イ、ロ又はハの適用がある場合でも、既存給付額とは別に、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。）。なお、海外輸送のために検疫に入ってから事故については給付されません。

イ. 以下の事由による死亡（切迫屠殺を含みます。）の場合、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。

- ・ 傷害・疾病
- ・ 火災・落雷
- ・ 法定伝染病

ロ. 「水災担保特約」として、台風、暴風雨又は豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ又は落石等の水災によって死亡した場合、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。

ハ. 保険会社の指定する獣医師より以下の疾病、傷害により競走能力喪失の診断を受けた場合、死亡保険加入額の100%が加入者に給付されます。

- ・ 急激かつ偶然な外来の事故による骨折、脱臼、外傷、神経麻痺、腱断裂、1眼以上の失明

※剥離骨折は含みませんが、関節内剥離骨折は含まれます。

- ・ 蹄葉炎、離断性骨軟骨症（OCD）による跛行、変形性（退行性）関節疾患（D J D）による跛行

※変形性（退行性）関節疾患（D J D）による跛行は、当該出資馬が馬齢2歳8月1日まで加入する特約となります。

- ・眼疾患による1眼以上の失明

- ・腰疼

- ※重度の運動失調が認められる場合、及び被保険馬に次のいずれかの事実がある場合に限ります。

- ・レントゲン検査又は脊髄造影検査にて頸椎の形成異常が認められること

- ・神経圧迫病変が推定されること

ニ. 傷害又は疾病により、以下の外科手術を受けた場合、1回の手術につき、手術に係わる実費が加入者に給付されます。

- ・上部気道手術、開腹手術、眼科手術、副鼻腔手術、歯科手術、腫瘍摘出手術、外傷手術、骨摘出手術、軟部組織摘出手術、関節鏡手術（臨床症状のないOCD（離断性骨軟骨症）に対する手術を除きます。）、切開・ドレナージ（洗浄）手術、骨折内部固定手術、腱・靭帯切断手術

- ※吸入麻酔又は静脈麻酔による全身麻酔下で行われる手術に限ります。ただし、関節鏡手術の場合は局所麻酔による立位により行われる手術は、対象とします。

- ※本項による給付の総給付額は、保険期間を通算して死亡保険加入額の5%（購入時の馬齢が当歳馬の場合）又は3%（購入時の馬齢が1歳馬の場合）を限度とします。

- ※同一の傷害や疾病を直接の原因として複数回手術を受けた場合、2回目以降の手術に対しては給付されません。

- ※手術当日に要した費用、かつ、保険会社が認めたものに限ります。後治療及び術後合併症に対する治療に関わる費用等については給付されません。

- ※提出されたレポジトリー資料に偽造又は変造があった場合、給付されません。

- ※去勢手術に対しては給付されません。